

廃対第427号  
令和元年12月13日

岐阜県行政書士会会長 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

成年被後見人等の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について

日頃から、県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律37号）が令和元年6月14日に公布され、使用済自動車の再資源化等に関する法律が改正されるとともに、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則が改正され、令和元年12月14日から施行されます。

これに伴い、別添のとおり経済産業省製造産業局自動車課及び環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室から事務連絡がありました。

ついては、本内容について御承知おきいただくとともに、貴会員へ周知くださるようお願いいたします。

なお当該改正に係る許可事務の取扱いについては別途通知しますので申し添えます。

|          |              |        |    |
|----------|--------------|--------|----|
| 岐阜県環境生活部 |              |        |    |
| 廃棄物対策課   |              | 産業廃棄物係 |    |
| 担当係長     | 神谷           | 担当     | 勝野 |
| TEL      | 058-272-8217 |        |    |
| FAX      | 058-278-2607 |        |    |